

1. 計画の策定にあたって

本県田子町と岩手県二戸市にまたがる青森・岩手県境不法投棄事案について、本県は現場の原状回復にあたって、馬淵川水系の環境保全のため汚染拡散の防止を最優先とし、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針を決定した。

現在、この原状回復方針を基に、産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法）の期限である平成24年度までの原状回復事業完了に向けて、計画的に撤去作業を進めており、今後、標高の高いエリアから、順次、廃棄物の撤去が完了し、地山（廃棄物撤去後に露出する自然地盤の土壌）が露出してくる見込みである。

このため、撤去作業と併行して跡地の取扱い方策を検討し、その内容を踏まえ、原状回復事業を効率的に進めるとともに、汚染がないことが確認された地山について跡地に関する事業が円滑に実施されるよう、全体の事業を一体で捉え進めていくことが重要である。

また、本事案は、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その解決に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓、経験、知恵、技術が蓄積されてきた。

これらを踏まえ、現場跡地の取扱い方策をはじめ、これらの貴重な経験等を活かし、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせないとのメッセージへとつなげるための取組み等について「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」として策定するものである。

2. 計画の位置付け等

(1) 産廃特措法に基づき実施される原状回復事業終了後の現場跡地の取扱い方策等について、県の自主的な取組みとして策定するものである。

(2) 施策内容は、県としての取組みのほか、長期的展望を要するものや幅広い事業主体に期待されるものまで総合的に示すものとする。

(3) 施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に、別途、検討されるものである。